

若桜鉄道沿線周辺景観形成事業の 事務手続きについて

1. 事業実施計画書の提出 (事業開始月の1月前まで)

○「若桜鉄道沿線周辺景観形成事業実施計画書」(様式第1号)を提出してください。

【添付が必要な書類】

- ・収支予算書
- ・事業実施場所の現況写真及び事業実施範囲が分かるもの
- ・地権者の承諾書 ※実施場所が遊休農地又は耕作放棄地等で、事業者と地権者が異なる場合のみ。

2. 事業実施可否を通知 (申請から14日以内を目安)

○事業の実施が認められた事業者は、町と委託契約を締結していただきます。

3. 事業開始 → 着手届提出 (事業着手後速やかに)

※町との委託契約締結後は、着手届を提出していただき、速やかに事業着手してください。

4. 事業完了 → 完了届提出 (事業完了から14日以内)

※事業を完了した日から14日以内に、完了届を提出していただきます。

5. 委託料の検査 (完了届を受理した日から14日以内)

○検査に合格した時は、委託料の請求書を提出してください。

6. 委託料の支払 (請求書を受理した日から30日以内)

資料提出・問い合わせ先

役場本庁舎 企画課(八頭町郡家493番地)

☎0858-76-0212

✉yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp